

第5次結城市総合計画実施計画策定及び行政評価シート

担当部署	部 局 名	産業経済部		
	課 名	企業立地推進課		
	係 名	企業誘致係		
	記 入 者		電話(内線)	226

1. 事業の概要

(1) 事業種別 [新規又は継続]	新規	(2) 事務事業 の名称	企業誘致促進事業					(3) 事業の 優先度	B			
(4) 総合計画での位置づけ						(6) 事業主体		市				
① 事業の区分	主要事業					(7) 予算・ 財源等 の種別	事業の性質	一般事業費(ソフト事業)				
② 施策コード	32302	(総合計画掲載ページ)		99	ページ)		会計区分	一般会計				
基本目標(政策)	3歴史と自然を育む活力あるまちづくり(産業)						財源区分	市単独				
基本施策	3-2ものづくりと創造の力を育む工業の振興(工業)						予算科目	款	項	目		
施策	③企業立地の推進						予算書上の					
施策内容	2産業拠点の形成						事業名称	(予算書			ページ	に掲載)
(5) 事業期間		開始	平成	29	年	4	月から	(8) 事務分類				
	終了	平成	32	年	3	月まで (		力年)	根拠法令	地域再生法		

2. 事業の目的及び内容

(1) 対象 (だれに対して・何に対して行うのか)	(3) めざす姿 (意図・どのような状態になるのか)
地方活力向上地域特定業務施設整備計画について知事の認定を受けた本社機能の移転又は拡充を検討する事業者。	本社機能移転を推進し、本市経済の活性化及び安定した雇用の創出を目指す。
(2) 手段 (事業内容・どのようなことを行うのか)	(4) 事業開始のきっかけや他市の状況など (※ 1-(8)事務分類が法定受託の場合は記入の必要なし)
結城市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例により減免された固定資産税額の残額に対し、補助金を交付する。	平成27年11月に、地方拠点強化税制に関する地域再生計画「いばらき地方活力向上地域特定業務施設整備促進プロジェクト」が国の認定を受けたこと。
(5) 事業をとりまく環境の変化 (社会環境、市民ニーズ等) や市民・議会の要望、意見等とそれに対する対応	
本市では工業団地の整備を進め、市民の雇用の場の確保に努めているところではあるが、若者や女性の雇用の受け皿として、研究・開発をはじめとする本社機能の誘致が必要である。	

3. 事業コスト

行政評価		実績内容の評価		検討・改善		検討・改善内容を反映					
実施計画											
● 予算内訳		実績額（千円）		当初予算額（千円）		計画額・見込額（千円）					
事業内容		27 年度		28 年度		29 年度		30 年度		31 年度	
(1) 事務事業費の コスト	事業費	補助金									
	合計										
	財源	国庫支出金 (千円)									
		県支出金 (千円)									
地方債 (千円)											
その他特定財源 (千円)											
一般財源 (千円)											
合計 (千円)											
補助・起債制度名											

4. 指標の検証（活動指標・成果指標）

指標の名称			単位	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
(1) 活動指標（実施した事業の内容）								
指標名	企業訪問	目標値	社			2	2	2
		実績(見込)値						
		目標値						
		実績(見込)値						
(2) 成果指標（事業実施によるめざす姿の達成度）								
指標名	本社機能の移転数	目標値	社			1		1
		実績(見込)値						
		達成率		0.0 %	0.0 %			
	雇用創出数	目標値	人			10		10
		実績(見込)値						
		達成率		0.0 %	0.0 %			

5. 事業評価

(1) 平成27年度の行政評価結果をうけて、平成27年度に取り組んだ改革改善点があれば記載してください。

(2) 項目別評価

評価項目・客観的評価				理由
必要性	事業の必要性	A	必要性は高い	雇用創出による人口流出抑制や税収の増が期待され、事業の必要性は高い。
妥当性	実施主体の妥当性	A	妥当である	行政以外には実施できない事業である。
	手段の妥当性	A	妥当である	一般的な手法である。
効率性	コスト効率 人員効率	A	改善の余地はない	
公平性	受益者の偏り	A	偏りは見られない	本事業は雇用創出による人口流出抑制や税収増の観点から有益な事業であり、受益者は市民全般に及ぶため、偏りは見られない。
有効性	成果の向上	B	どちらとも言えない	
進捗度	事業の進捗	B	どちらとも言えない	

(3) 総合評価 上記評価を踏まえて事業全体について評価し、問題点・課題等を指摘してください。

地方創生が重要な課題とされている中、本市への本社機能の移転を促すことは、地域経済活性化や雇用創出の観点から必要な事業である。

(4) 対応策・提言等 この事業を今後どのように改善・改革をしていきますか？

関係機関との連携を密にし、企業誘致の情報収集を行う。

6. 事業の方向性判断

評価主体	28年度以降の事業の方向性	評価理由・根拠
(1) 記入者評価 記入者が評価を行う	予定どおり要求	注) 記入者は「5. 事業評価」を記載するため、この欄は未記入で結構です。
(2) 一次評価 担当課長が評価を行う	予定どおり要求	税収面だけでなく、雇用並びに定住促進に大きな効果が期待できることから、本制度は必要と考える。
(3) 最終評価 企画調整会議において 評価を行う		上記評価のとおり。